

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R6. 10. 28	R6. 11. 6	標準宅地番号01-200に係る鑑定評価書（平成30基準年度、令和3基準年度、令和6基準年度）	12	1						1	1	1		1					<p>【不動産鑑定士印影及び不動産鑑定業者の印影】 偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の財産を脅かすおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）。</p> <p>【「標準宅地価格評価の内訳（その1）」の地積及び取引時点】 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。</p> <p>公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）。</p> <p>公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られない恐れがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたす恐れがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。</p>	主税局中央都税事務所固定資産評価課
2	R6. 11. 15	R6. 11. 19	東京都特別区令和6年度地籍図（shapeデータ）	1	1															主税局資産税部固定資産評価課	
3	R6. 11. 21	R6. 11. 27	東京都特別区令和6基準年度固定資産税路線価図（shapeデータ）	1	1															主税局資産税部固定資産評価課	
4	R6. 11. 22	R6. 11. 27	<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別区令和6年度地籍図（shapeデータ） 東京都特別区令和6基準年度固定資産税路線価図（shapeデータ） 	2	1															主税局資産税部固定資産評価課	

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。